

「市立舞鶴市民病院」新公立病院改革プラン（概要）

＜新改革プラン策定趣旨＞

●平成19年12月：国が「公立病院改革ガイドライン」を策定

- ・医師不足等の厳しい医療環境が続く中、公立病院は持続可能な医療を提供し、他の病院とも連携することにより地域の医療を維持・確保する必要がある、そのためには、公立病院も経営改革に取り組んでいかなければならない（経済財政諮問会議での答申）。
- ・答申を受け、国において「経営の効率化」・「再編・ネットワーク化」・「経営形態の見直し」の3つの視点に立った改革ガイドラインが示され、各公立病院は5か年の改革プランを策定し、総合的な経営改革にこれまで取り組んできている。
- ・市立舞鶴市民病院の療養病床への特化も改革プランに位置付け転換を図ったもの。

●平成27年3月：国が「新 公立病院改革ガイドライン」を策定

- ・公立病院を取り巻く医療環境は依然として厳しく、また、平成37年には団塊の世代が全て75歳以上となる時代を迎え、医療需要の増大や疾病構造の変化が予想される。
- ・このような状況を踏まえ、今後、地域において医療提供体制の再構築への取り組みが必要となることから、引き続き、公立病院が改革に取り組むためのガイドラインが国から示されている。
- ・各公立病院は、地域の実情を踏まえ、平成37年の社会を見据えた医療機能の見直し（地域医療構想を踏まえた医療機能の見直し）や上記3つの視点に立った更なる経営改革への取り組みを内容とする新改革プランを平成28年度末までに策定の必要。

＜新改革プランの概要＞

●対象年度 平成29年度～平成32年度

●地域医療構想を踏まえた市立舞鶴市民病院の役割等

平成32年度末の将来像	公的3病院との連携を図り不足する慢性期医療を確保
平成37年度末の将来像	医療の必要度の高い慢性期患者の受け入れにより地域のシームレスな医療提供体制を構築
地域包括ケアシステムにおいて果たすべき役割	急性期から在宅へ移行するための橋渡し役・在宅患者が重症化した場合の受皿としての役割・在宅復帰への支援
一般会計の負担	最大限の経営努力を行い不足する場合は一定の支援が必要
医療機能指標に係る数値目標	在宅復帰率・リハビリ受療率・医療区分（2・3）割合等

●経営の効率化に向けた取り組み

<p>運営の基本的事項</p>	<p><収入確保への取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に満床に近い状態を維持 ・医療区分（2・3）の患者割合は85%を維持（※特に、区分3の受入対象患者を拡大し、区分3の割合を高めていく） ・入院患者へのリハビリ実施率を高め、療法士の一日当たりの実施単位数を増やすことにより診療報酬単価のアップを図る <p><支出削減・抑制への取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員の確保と配置 ・後発医薬品の採用や委託内容等の見直しによる経費削減 ・隣接する舞鶴赤十字病院との連携強化による経営の効率化 ・新たな経営マネジメントの導入や人材育成による自立性の強化 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療療養型病床として職員は日々研鑽に努め、質の高い医療を提供することにより患者サービスの向上に繋げ、地域において信頼され、存在価値のある病院を目指す
<p>経営指標</p>	<p>具体的数値目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・収支改善 ・経費削減 ・収入確保 ・経営の安定性 	<p>経常収支比率・医業収支比率・一般会計繰入補助金</p> <p>後発医薬品採用率・職員数・給与費及び材料費の医業収益比率</p> <p>入院患者数・診療報酬単価・医療区分・リハビリ受療率等</p> <p>医師の確保・企業債残高</p>
<p>収支計画</p>	<p>平成32年度までの収支見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不採算医療である慢性期医療（療養病床）とへき地診療所の運営を公立病院として他の公的3病院等との連携を図りながら担っており、運営に当たり収支双方に最大限の努力を行うが、不足する部分については市からの補助金繰入により経常収支の均衡を図る予定

●再編・ネットワーク化の方向性

- ・新たな京都府中丹地域医療再生計画（平成24年3月修正）に基づき、舞鶴市内の公的4病院が連携を図り、「あたかも一つの総合病院」として機能させることで地域の医療を充実していく。

●経営形態の見直しの方向性

- ・現時点では経営形態の見直しの予定はない。地方公営企業法全部適用を維持し経営改革に取り組む。

●新改革プラン策定後の点検・評価・公表

- ・第三者機関による点検・評価の実施。
- ・決算時に広報紙やホームページにおいて公表し市民への周知に努める。